

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例	公 布 日	平成2年6月30日
条例番号	平成2年三重県条例第27号	直 近 改 正 日	平成23年3月31日
所管部局課	総務部税務・債権管理課	電 話 番 号	059-224-2127
条例の概要	過疎地域自立促進特別措置法(以下「過疎法」という。)第31条に地方税の課税免除等に伴う減収補填措置が規定されていることに鑑み、同法第2条第2項の規定により公示された市町の区域内において、製造の事業等の用に供する設備を新設等した者等についての県税の特例(課税免除)に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の類型	誘導型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方税法第6条及び第3条の規定に基づき、県税の課税免除に関する規定は、条例で定めることが必要である。この条例は、過疎地域の自立促進を図るために必要な県税の特例措置を講ずるものであり、条例の目的は、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	過疎法は、過疎地域の自立促進を図るためには、公的な関与が必要であるとの判断のもと、地方税の課税免除等の措置に係る減収補填措置を定めている。本県においても、三重県過疎地域自立促進方針及び同計画を策定し、振興策を推進することとしている。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	該当区域内において申請があった場合は、この条例に基づき、実際に処理されることとなる。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	地方税法第6条及び第3条の規定に基づき、県税の課税免除に関する規定は、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方税法 過疎法
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	実務上の事務手続は、条例に基づき行われている。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である県税の特例を定めることを、各条で定める手段により実現しており、整合は図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方税法第6条及び第3条の規定に基づき、県税の課税免除の規定は条例で定めることが必要であるため、一部であっても規定を廃止した場合、特例を適用することができなくなる。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	地方税法第6条及び第3条の規定に基づき、県税の課税免除の規定は条例で定めることが必要であり、廃止すべき規定はない。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	県税の特例に関し必要な事項は規定されており、追加すべき規定はない。
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	特例の対象は、過疎法第2条第2項に規定する区域内に限られるが、同法が過疎地域の自立促進を図ることを目的としていることから、公益上の必要性が認められる。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	該当なし			
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。	理	由	特	記
				事	項
				見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
				無	無